

## 岩内町ゼロカーボン・モビリティ導入業務に係る公募型プロポーザル実施要領

### 1 業務概要

#### (1) 業務名

岩内町ゼロカーボン・モビリティ導入業務

#### (2) 業務の目的

本町では、令和6年6月にゼロカーボンシティ宣言を行うとともに、策定した「岩内町ゼロカーボンビジョン」及び「岩内町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」において、温室効果ガス排出量を2030年度までに2013年度比で46%削減する目標を定めている。

本業務では、「公用車のEV化」、「再生可能エネルギー利用の拡大と役場庁舎電力料金の削減」、「災害レジリエンス対応力強化」を推進するとともに、町民や事業者の「ゼロカーボン意識」の醸成を図るため、太陽光発電設備、電気自動車用充電器等の導入を進めることを目的としている。

#### (3) 業務の内容

別添「岩内町ゼロカーボン・モビリティ導入業務委託要求水準書」（以下「要求水準書」という。）のとおりとする。

#### (4) 契約上限額

契約上限金額 50,000千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

#### (5) 契約期間

契約締結日から令和8年3月19日まで

### 2 参加資格要件

本プロポーザルへの企画提案に参加しようとする者は、参加資格として以下の要件の全てを満たしている者とする。

- ① 参加者又は参加表明をする法人の代表者が成年後見人、被保佐人、被補助人又は破産者でないこと。
- ② 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく精算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）に掲げる者でないこと。
- ④ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- ⑤ 北海道内に本店又は支店、営業所を有していること。
- ⑥ 企画提案書の提出日において、令和7・8年度の岩内町競争入札参加資格者名簿に登録されている者（以下「有資格者」という。）であること。
- ⑦ 契約締結までの間に、国、北海道及び岩内町から競争入札参加資格者について指名停止等の措置を受けていない者であること。
- ⑧ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）及び暴力団又はその構成員でなくなった日から5年を経過しない者

並びにこれらの統制下にある者でないこと。

- ⑨ 自己の責任による災害、事故について迅速に対応できるとともに相応の補償能力があること。

#### 4 契約方法

提出された企画提案書及び提案者によるプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催し、評価が最も優れている事業者を第1優先契約候補者として選定し、随意契約により委託契約を締結する。

なお、第1優先契約候補者に選定された事業者が辞退した場合、若しくは「2 参加資格要件」を満たさなくなった場合は、次点者を第2優先契約候補者に選定し、契約の交渉を行うこととする。

また、参加提案者が1者の場合にあっても審査を実施し、提案内容が審査基準を満たすと認める場合は、その事業者を契約候補者として選定し、随意契約により委託契約を締結する。

#### 5 質問及び回答

(1) 提出書類

質問書（様式第3号）により提出すること。

(2) 受付期限

令和7年5月30日（金）17時まで【必着】

(3) 提出場所

「13 担当部署」に同じ

(4) 提出方法

電子メールで提出すること。

※1 持参、口頭及びFAXによる質問は受け付けません。

※2 件名を「岩内町ゼロカーボン・モビリティ導入業務に関する質問（貴社名）」とすること。

(5) 回答方法

質問に対する回答は、質問受付期限後に一括で行うこととし、令和7年6月6日（金）までに、岩内町公式ホームページで公開する。

(6) その他

本要領、要求水準書に関する内容以外の質問は受け付けないものとする。

#### 6 参加表明手続

(1) 提出書類（各1部）

① 参加表明書（様式第1号）

② 参加表明事業者概要調書（様式第2号）

契約書の写し、業務の概要が分かるものを添付すること。

(2) 提出期限

令和7年6月11日（水）【持参、郵送ともに必着】

(3) 提出場所

「13 担当部署」に提出すること。

(4) 提出方法

電子メールにて提出すること。

(5) 参加事業者の決定

提出のあった参加表明書を審査の上、参加事業者を決定し、参加表明のあった事業者に対し、審査結果を令和7年6月13日（金）までに電子メールにて通知する。

## 7 企画提案書の提出

### (1) 提出書類

#### ① 企画提案書（様式第4号）

ア 企画提案書は、A4版縦（A3版も可とするが、A4版縦の大きさに織り込むこと。）の規格で作成し、片面印刷とすること。

イ 枚数には制限は設けないこととし、一連の文書番号を記載すること。

ウ 文章を補完するために、写真やイラスト等を使用しても構わないこととする。ただし、社名やロゴなど提案者が特定できるような図柄は入れないこと。

#### ② 見積書（A4版・任意様式）

合計金額（消費税及び地方消費税の額を含む）のほか、提案内容に示された業務に係る経費の積算内訳（数量含む）についても記載すること。なお、急速充電器に関わる設計・施工経費について按分根拠も含め、積算内訳で分かるよう記載すること。

#### ③ 業務推進体制（A4版・任意様式）

構成メンバーの役職・所属、役割分担の他、本業務の担当者について、業務経歴や経験年数等を記載するとともに、類似業務での実績や特記事項があれば記載すること。

#### ④ 業務実施体制（A4版・任意様式）

業務の実施体制、分担業務の内容について記載すること。

### (2) 提出部数

紙媒体8部（会社名等を記入したもの1部、記入しないもの7部）

※ プロポーザル審査委員が企画提案書を公平に評価するため、提案した企業名等が特定されないように配慮するためである。企画提案書本文においても、提案企業名がわからないよう配慮すること。

### (3) 提出期限

令和7年6月23日（月）17時まで【必着】

### (4) 提出場所

「13 担当部署」に同じ

### (5) 提出方法

持参又は郵送

なお、郵送の場合は、簡易書留郵便など配達完了の確認ができる方法によるものとする。

### (6) 留意事項

① 提出後、企画提案書等の再提出、修正等は一切認めない。

② 本要領や要求水準書に示していない内容であっても、本町にとって有益になると思われるものについては、積極的に提案すること。

## 8 失格要件

次のいずれかに該当した者は、その者を失格とする。

① 「3 参加資格要件」を満たしていない場合

② 提出書類に虚偽の記載があった場合

③ 実施要領等で示された条件に適合しない場合

④ 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

⑤ 審査委員会委員又は関係者に対し、この業務に関する助言を求めることや不正な接触

を行った場合

## 9 企画提案の審査及び選定

### (1) 審査委員会の設置

企画提案の審査評価及び候補者の特定を行うため、岩内町ゼロカーボン・モビリティ導入業務委託公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

### (2) プレゼンテーション等の実施

審査委員会において、提案内容をより理解するため、プレゼンテーション及びヒアリングを次のとおり実施する。

なお、企画提案書の提出時点で5者以上の提出があった場合は、審査委員会において1次審査を実施し、1次審査を通過した参加者のみプレゼンテーションを実施する場合がある。その際には、1次審査結果を提案者全員に通知する。

#### ① 実施日

令和7年6月27日（金）

※詳細な日時等については、別途通知する。

#### ② 実施場所

岩内町役場庁舎

#### ③ 実施方法

ア 1者の持ち時間は40分以内（提案20分、質疑20分以内）とする。

イ 必要機材のうち、スクリーン及びプロジェクターは本町が用意する。その他の機器については、提案者が準備すること。

ウ プレゼンテーションを実施する際に、提案書提出時に提出していない新たな資料を提出することはできない。

エ プレゼンテーション当日に指定の場所、時刻に来ない場合は、辞退したものとみなす。

### (3) 契約候補者の選定

審査委員会において、企画提案書・見積書・プレゼンテーションの内容を評価・採点した結果を集計し、最も得点の高かった者を委託契約交渉順位第1位の受託候補者とし、次点の者を準受託候補者として選定する。

### (4) 結果通知

審査結果は、プレゼンテーション参加者に対し、電子メールで通知する。

## 10 審査基準

審査に対する評価項目、評価内容及び配点は次のとおりとする。

| 評価項目 | 評価内容                                        | 配点 |
|------|---------------------------------------------|----|
| 運営基盤 | 【①事業実績】<br>太陽光発電設備・EV充電器の導入、保守運用の実績はあるか。    | 10 |
|      | 【②経営基盤】<br>本業務を安定して継続することができる収支状況や経営基盤であるか。 | 5  |

|          |                                                                                                      |     |
|----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 事業遂行能力   | 【③事業遂行能力】<br>本業務が実現できる実施体制が構築されているか。                                                                 | 5   |
|          | 【④スケジュール】<br>本業務を確実に遂行できるスケジュールとなっているか。                                                              | 5   |
|          | 【⑤事業リスク管理】<br>工事遂行、工事完了後に想定されるリスクへの対策は。                                                              | 5   |
|          | 【⑥工事期間中の安全対策】<br>工事は安全に配慮した提案となっているか。                                                                | 5   |
| 内容評価・妥当性 | 【⑦導入する設備仕様】<br>導入する設備は寒冷地対応等、具体性があり適切なものを提案しているか。設備出力、発電電力量の最大化、二酸化炭素排出量の削減に取り組む提案か。シミュレーションは妥当であるか。 | 15  |
|          | 【⑧保守・緊急時対応】<br>具体性・妥当性のある保守運用計画となっているか。非常時の対応が検討・構築されているか。                                           | 15  |
| 価格評価     | 【⑨見積価格】<br>算出根拠は明確で適切か。価格の評価。                                                                        | 15  |
| 付加価値     | 【⑩導入設備の工夫点】<br>町の特性を生かした独自提案や設備の拡張性などの将来性のある提案となっているか。                                               | 10  |
|          | 【⑪地域貢献】<br>地域企業の活用など地域貢献に資する提案がされているか。                                                               | 10  |
|          | 合計                                                                                                   | 100 |

#### 11 契約に関する事項

- (1) 本業務委託契約は、指名選考委員会での審議を経た後、正式に見積書を徴収の上、随意契約の方法により契約を締結するものとする。ただし、受託候補者との協議が合意に達しない場合は、準受託候補者と同様の協議を行うものとする。
- (2) 本業務の一部を再委託しようとする場合は、あらかじめ再委託の内容・再委託先・その他再委託に対する管理方法などを書面により提出し、町の承認を得なければならない。なお、再委託先の作業等に関し一切の責任は受託者が負うものとする。
- (3) 契約締結後においても、受託者に本提案における失格事項、不正又は虚偽記載等と認められる行為が判明した場合は、契約を解除できるものとする。

## 12 その他

- (1) 本プロポーザルに要する経費及び提出にかかる費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等は、一切返却しないものとする。
- (3) 企画提案書等のため作成した資料や本町から受領した資料は、本町の許可なく公表又は使用することはできない。
- (4) 提出書類等に記載された個人情報、本業務の受託候補者の選定のみに使用し、その他の目的には一切使用しない。
- (5) 本プロポーザルにおいて使用する言語や通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (6) 参加者が1者のみであっても、参加資格を有する業者であれば本プロポーザルを実施するものとする。
- (7) 審査結果及び選定者名は公表する。
- (8) 参加表明書又は企画提案書の提出後に辞退する場合には、辞退理由等を記載した辞退届（様式第5号）を提出すること。辞退することによって、今後の岩内町との契約等に不利益な取扱いをするものではない。
- (9) 本業務は、北海道の「令和7年度ゼロカーボン・モビリティ導入支援事業費補助金」の交付決定、岩内町議会における補正予算等の議決が条件となるため、受託候補者として指名された場合においても契約に至らない場合がある。この場合、受託候補者が本公募型プロポーザルのために要した費用は全て受託候補者の負担となり、本町へ請求することはできない。

## 13 担当部署

〒045-8555 北海道岩内郡岩内町字高台134番地1

岩内町総務部総務課庁舎・情報管理係

電話：0135-62-1011

FAX：0135-62-3465

E-mail：soumu@town.iwanai.lg.jp

## 14 スケジュール（予定）

本プロポーザルの実施スケジュール（予定）は、次のとおりとする。

| 実施内容        | 日程             |
|-------------|----------------|
| プロポーザル実施公告  | 令和7年5月19日（月）   |
| 質問書の提出期限    | 令和7年5月30日（金）   |
| 質問書の回答期限    | 令和7年6月6日（金）    |
| 参加表明書の提出期限  | 令和7年6月11日（水）   |
| 参加資格審査結果通知  | 令和7年6月13日（金）まで |
| 企画提案書等の提出期限 | 令和7年6月23日（月）   |
|             |                |

|                    |              |
|--------------------|--------------|
| プレゼンテーション・ヒアリングの実施 | 令和7年6月27日（金） |
| 選考結果通知             | 令和7年7月2日（水）  |
| 業務委託契約の締結（随意契約）    | 令和7年9月中旬予定   |